

住宅確保要配慮者受入れのための民間賃貸住宅ストック活用推進事業 (モデル事業) についての公示

令和 7 年 4 月 1 6 日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、住宅確保要配慮者受入れのための民間賃貸住宅ストック活用推進事業(モデル事業)について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅確保要配慮者受入れのための民間賃貸住宅ストック活用推進事業(モデル事業)

(2) 事業目的

民間賃貸住宅(以下「賃貸住宅」という。)における賃借人の死亡後、賃借権と居室内に残された家財(以下「残置物」という。)の所有権は、その相続人に承継(相続)されるため、相続人の有無や所在が分からない場合、賃貸借契約の解除や残置物の処理が困難になることがあり、特に単身高齢者に対して賃貸人が建物を貸すことを躊躇する問題が生じています。

このような賃貸人の不安感を払拭し、単身高齢者の居住の安定確保を図る観点から、国土交通省及び法務省において、死後事務委任契約を締結する方法について検討を行い、単身高齢者の死亡後に、契約関係及び残置物を円滑に処理できるように「残置物の処理等に関するモデル契約条項」(以下「モデル契約条項」という。)を令和 3 年 6 月に公表しました。

モデル契約条項は、既存の制度の中で、契約の解除と残置物の処理を適法に行う契約スキームを整理したのですが、実務での普及や活用にあたっては、死後事務委任契約の締結の促進方法や適切な業務の実施方法等の具体化、残置物の処理費用の問題の解決など、単身高齢者等が安心して賃貸住宅で生活を送るためのサービスの構築等が求められます。

このため、本事業は、モデル契約条項を活用し、単身高齢者等の賃貸住宅への入居を円滑に行うためのモデル的な取組について、国がその実施に要する費用の一部を補助するものです。

(3) 事業内容

残置物の処理等業務を円滑に実施するために必要な業務スキームや死後事務委任契約締結の促進のための手法等の構築、契約期間中の適切な業務マネジメント、残置物の処理(廃棄・換価等)を適切に実施するためのノウハウ、費用等の適切な精算方法、保険商品の開発等による合理的な費用負担のあり方、法的紛争の未然防止や紛争時の対応の適切な体制化など、モデル契約条項を活用した賃貸住宅における品質の高い残置物処理等業務の環境整備や事業の立ち上げ等を通じた、単身高齢者等の居住の安定確保に資するモデル的な取組を支援の対象とします。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定しています。

補助金交付決定通知の交付決定日(令和 7 年 6 月 目途)から令和 8 年 3 月 1 6 日まで

2. 補助事業者

補助事業者は、1(3)に掲げられた事業に取り組む民間事業者等とします。なお、他分野の事業者や専門家、団体等と連携して事業に取り組むことを必須とします。

また、本事業における代表者及び事業実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を備えるなど、事業実施に係る責任体制を整備する必要があります。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

「住宅確保要配慮者受入れのための民間賃貸住宅ストック活用推進事業（モデル事業）」担当

電話03-5253-8111（内線39944）

電子メール hqt-san.chintai@gxb.mlit.go.jp

(2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年4月16日（水）から令和7年5月23日（金）まで（土日祝除く）

②方法 募集要領の交付を希望する場合は、あらかじめ上記の担当まで事前連絡を行い、手渡し、電子メールのいずれかの方法により交付する。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和7年5月23日（金）18時まで（必着）

②場所 上記3（1）の担当部局

③方法 上記3（1）の担当部局へ、原則、メールで提出すること。メールによる提出が難しい場合、郵送（応募書類1部の他、CD-Rに電子データを保存し同封）で提出すること。

4. 補助事業者の選定

提出された応募書類等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致したものについて採択します。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、提出者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。

(6) 採用された応募書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった応募書類は原則破棄する。なお、返却を希望する場合は、応募書類を提出する際に、その旨を申し出ること。

(7) 同一の内容で、国または地方公共団体より補助金を受けている場合は対象外となる。

(8) 同一の提案者が同一の提案内容を重複して提案することはできない。

(9) 詳細は、別途交付する募集要領による。